く対策のポイント>

傾斜地等の条件不利性とともに鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気 候、棚田の景観等の**中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押し**することで、中山間 地農業を元気にします。

く政策目標>

地域の特色をいかした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

く事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単 付等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この 計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

○ 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、中山間地に おける高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

○ 中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模 の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教 育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

○ 農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金 等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一 員として支援します。

<事業の流れ(推進事業)※>



都道府県

都道府県

※ 支援事業の流れは事業ごとに異なる

市町村

く事業イメージ>

中山間地農業ルネッサンス推進事業 (2.5億円)

- 営農・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備等、地域の所得向上に向けた計画を深化 させる取組を支援
- 中山間地における様々な課題に対応したモデル支援を実施

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠252億円

地域の特色をいかした農業の展開

都市農村交流や農村への移住・定住

国の支援事業



事業毎の

優遇措置

- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業

· 農業農村整備関係事業

- 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- ・食料産業・6次産業化交付金のうち加丁・直売施設整備、

バイオマス利活用施設整備

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)

連携事業 農山漁村振興交付金 (山村活性化対策)

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠186億円

国の支援事業

事業毎の

優遇措置

- 多面的機能支払交付金
- · 環境保全型農業直接支払交付金
- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業

・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大

対策(肉用牛·酪農基盤強化対策(放牧活用型))

· 森林·山村多面的機能発揮対策交付金

連携事業 中山間地域等直接支払交付金

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課(03-3502-6286)

「中山間地農業ルネッサンス事業」における優遇措置

推進事業の拡充

〇中山間地農業ルネッサンス推進事業

中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施

受益面積要件の緩和

- ○強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ 都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施
- 〇農業農村整備関係事業
- (1)農業競争力強化基盤整備事業
 - ・ 農地整備事業(中山間傾斜農地型)について、高収益作物の導入を条件に、 農地集積率の要件30%(その他の型においては50%)で実施
- 農地中間管理機構関連農地整備事業について、<u>中山間地域等に対する受益</u> <u>面積要件を変更(10ha以上→5ha以上</u>)
- ・ 水利施設等保全高度化事業 (特別型) について、<u>中山間地域等における受</u> 益面積要件を変更 (20ha以上→10ha以上)
- (2)農山漁村地域整備交付金

<u>農道の保全対策</u>について、<u>過疎地域等の条件不利地域においては受益面積</u> 要件30ha以上(その他地域においては50ha以上)で「保全対策型」を実施

○畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策(肉用牛・酪農基盤強化対策(放牧活用型))

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に<u>確保すべき放牧地の面積を緩和して実</u>施

上限事業費・補助率の緩和

- ○強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ 上限事業費を1.3倍に拡大
- ○食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備 加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ(3/10→1/2)して実施

採択に当たっての配慮

- 〇農山漁村振興交付金 農泊推進対策で審査時に配慮
- 〇鳥獣被害防止総合対策交付金 (うち整備事業) 被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- ○森林・山村多面的機能発揮対策交付金 農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択
- ○農業水路等長寿命化・防災減災事業 中山間地域等で取組を行う場合に<u>優先的に採択</u>
- 〇食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備、 バイオマス利活用施設整備 中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

その他の支援

- ○機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 農地バンクの<u>最低活用率要件を平地の 1/5に緩和</u>(平地:20%超→中山間 地:4%超)等
- ○多面的機能支払交付金 <u>広域活動組織の設立要件を変更(「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が</u> 50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」)
- ○環境保全型農業直接支払交付金交付金を受けるための事業要件(技術指導等の「推進活動」)を免除
- ○中山間地域等直接支払交付金集落戦略(地域の10~15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金 返還が一部緩和)の作成期限を延長(平成29年度末→平成31年度末)
- 〇農山漁村振興交付金(山村活性化対策) 山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催